

# 立山町の行財政改革推進のための提言

平成19年3月

立山町行財政改革推進懇談会

# 目 次

はじめに .....	1
第 1. 行財政改革の必要性 .....	1
第 2. 立山町行政の見直しの視点 .....	2
第 3. 行財政改革の推進にあたって .....	3
第 4. 行財政改革推進のための具体的な提言 .....	3
1. 組織・機構の見直し .....	3
2. 事務事業の見直し .....	3
3. 総人件費の改革 .....	5
4. 職員の能力開発・研修の推進 .....	5
5. 民間委託の推進 .....	6
6. 広域行政の推進 .....	6
7. 行政事務の I T 化の推進 .....	6
8. 情報の共有～情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化～ .....	7
9. 数値目標を設定した財政改革 .....	7
10. 財源の確保 .....	8
11. 補助負担金の見直し .....	8
12. 住民協働の推進 .....	9

## はじめに

立山町においては、町行政のあり方を総点検し、抜本的な見直しを行い、実効性のある行財政改革を実施していくため、平成18年6月に立山町行財政改革推進本部が立ち上げられ、同時に立山町行財政改革推進懇談会（以下「懇談会」という。）が設置された。

懇談会の委員には、町内の商工業、農業、教育、福祉など各界の代表者から、8名の委員が就任し、行革課題の検討を行った。

今回は、立山町が今後取り組むべき行革課題について、19年度予算に反映することなども考慮して、町長に対し早急に取り組むべき項目を中心に提言を行うものである。

## 第1. 行財政改革の必要性

町では、総合計画で掲げた将来像である「豊かな自然 水と緑と 人が輝く躍動のまち 立山」の実現に向け、これまでも限られた財源で町民のニーズに的確に応え、簡素で効率的な行政を進めるため、組織機構の再編や事務事業の見直し、人件費の抑制などに取り組んできている。

しかし、町財政は平成16年度に行われた国の地方交付税等の大幅な削減や、人件費や公債費・福祉・医療などの増大等により、構造的な収支不足状況にある。

平成17年度の決算で、歳入歳出差引額は、2億8,157万円の黒字であったが、18年度の事業に充てるための繰越財源を差し引いた実質収支は、1億9,056万円であった。

さらに、16年度からの繰越額を差し引いた単年度収支は、4,078万円となり、この額には、穴埋めのため取崩した財政調整基金（町の貯金）2億6,000万円が含まれることから、17年度実質単年度収支は、2億1,911万円の赤字となっている。

これは、16年度の1億5,518万円の赤字を上回るものとなっている。

平成18年度予算編成時における財源不足額は約2億7千万円となり、過去最大のマイナスシーリングの設定による歳出の削減や財政調整基金の取り崩し等により対応したが、財政調整基金の減少を含め、町の財政状況は悪化の一途となっている。

このため、引き続き町税等の歳入の確保を図るとともに、歳出においては、実効性のある行革を推進し、徹底した事務事業の見直しを図る中で、公の施設運営や外郭団体の見直し、さらには組織機構や職員数の適正化などにも取り組むことが不可欠となっている。

また、行革の結果は、町民の生活に大きな影響を及ぼすものである。行政サービスの提供にはコストがかかり、そのコストは町民が負担していることから、行革を進めることは、町民の将来の負担増の抑制が図られる効果がある。

一方で、当面の事務事業の見直しにより、これまで享受してきたサービスの低下や、痛みを伴うことも考えられるが、行革は全体として町民のため、また次世代の子供達のためになるということを町民に理解してもらう必要がある。

さらに、町役場の職員は全員が危機感を共有し、自らの意識改革を図りながら積極的に行革推進に取り組む必要がある。

## 第2. 立山町行政の見直しの視点

町財政の健全性を早期に回復するためには、町民の目線に立って、町行政のすべての分野について根本的な見直しを行う必要があることから、次の視点に基づき行財政改革に取り組むこととする。

### (1) 公共サービスの検証

町民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務として、行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずる。

### (2) 行政と民間の役割の見直し

公共サービスについて、質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者、又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続き（市場化テスト）の積極的な活用に取り組む。

### (3) 効率的な事業の実施

町が直営で行う場合においても、民間手法も参考にして、町民への行政サービス水準は維持しつつ、極力コストの削減を図り、効率的な執行を行うものとする。

### 第3. 行財政改革の推進にあたって

行財政改革は、単に事業を縮減し、経費を圧縮すること自体が目的ではなく、町民ニーズに沿った総合的で迅速な施策を決定し、実施できる組織体制を整備し、運営できるようにすることを目的としている。

今後、徹底した行革を早急かつ迅速に進める必要があるが、具体的な実施にあたっては、町民に十分な説明を行い、理解と協力を得るよう最大限の努力をすべきである。

立山町の輝かしい未来を切り拓き、町民の安全・安心・幸せを図るためには、町長を先頭に全職員が一丸となって、今、思い切った改革に取り組むことを強く求めたい。

以下、具体的な行財政改革の項目について提言する。

### 第4. 行財政改革推進のための具体的な提言

#### 1. 組織・機構の見直し

##### (1) 基本的な考え方

組織横断的な行政課題や住民ニーズに、適時・的確に対応できる組織・機構の整備を図ること。

また、職員の士気高揚を図り、やる気と元気がある職員が力を発揮できる職制を導入すること。

##### (2) 主な検討項目

- ・ 町民ニーズに対応した部署配置の見直し
- ・ 一部事務組合等への職員派遣の見直し  
(Net3等への町派遣職員の見直し)
- ・ 職制の見直し（「主任等」制度の検討）

#### 2. 事務事業の見直し（町単補助金の見直しを含め）

##### (1) 基本的な考え方

限られた財源の中で、多様な町民ニーズに对应していくために、成果目標（アウトカム指標）を設定した「行政評価システム」を導入し、行政体経営に「マネジメントサイクル」の考え方を定着・実施することで、効率的で高質な行政運営・行政サービスを提供できるシステムを確立すること。

また、町単独の補助金等の見直しも積極的に行うこと。

## (2) 主な検討項目

- ・ 選挙業務（投票所）のあり方の検討
- ・ 芦岫寺スキー場廃止後の遊休施設の活用
- ・ 小中学校給食調理の一元化（学校給食共同調理場の検討）
- ・ 休所保育所、休校中の施設の有効利用
- ・ 土曜日開設保育所・障害児保育の効率的運営（拠点保育所制の検討）
- ・ 庁内事務用品の一括管理
- ・ 経済的、効率的に運行できる事務連絡車両の導入（軽四自動車の導入）
- ・ 大規模イベント等の見直し（広域化、共同化、自主財源化、廃止縮小、終期設定等を検討）
- ・ 県事業の受託業務の見直し（立山風土記の丘、称名道路管理業務）
- ・ 農村公園、開発行為に伴う公園の管理見直し
- ・ 類似事業の一元化（児童クラブとスポーツ少年団事務の検討）
- ・ 窓口業務の見直し（各種証明書の電子公印化）
- ・ 外郭団体等の見直し（自主財源、自立化促進）
- ・ いきいき長寿センターの運営見直し（介護予防施設としての活用）
- ・ 各種祝金等の見直し（敬老祝金の段階的廃止）
- ・ 農業振興事業の見直し（芦見集落センターの地元移譲）
- ・ 県単土地改良事業の事業実施主体の見直し（土地改良区施行の検討）
- ・ 林道開設事業等の縮小
- ・ 奨学資金給与制度の見直し（制度変更、民間学資資金への利子補給）
- ・ 小学校通学費補助事業の見直し（終期設定）
- ・ 公民館運営の見直し（施設の老朽化対応、効果的な運営方式検討）
- ・ ISO14001 事業の取り組み項目見直し（組織、体制に即した制度推進）
- ・ 家庭版 I S O の見直し（生ごみ個別回収事業の変更）
- ・ バイオマスタウン構想の検討推進（バイオマスタウンプランの策定）

### 3. 総人件費の改革

#### (1) 基本的な考え方

厳しい行財政環境を踏まえ、平成 18 年 3 月に策定した定員適正化計画に基づき職員の削減に努めるなど、引き続き簡素で効率的な行政運営に徹すること。

給与については、地域民間給与をより適切に反映し、年功的な給与制度の撤廃、勤務実績の給与への反映等を内容とする給与制度を速やかに実施し、職員に対する適切な処遇や士気の確保を図りつつ、能率的な人事管理が行われるように努めること。

#### (2) 主な検討項目

- ・ 一般行政部門について、定員適正化計画に基づく職員数の削減  
計画： H18. 4. 1 現在 294 人を H22. 4. 1 時点で▲5. 7%を超える減員とする
- ・ 職員給与の抑制のための、給与構造や特殊勤務手当の見直し、勤務実績の給与への反映
- ・ 退職者数の平準化のための早期勧奨退職制度の検討
- ・ 再任用制度の活用
- ・ 人事評価制度の構築と適正な人事配置の検討
- ・ 一部事務組合等への派遣職員の見直し
- ・ 級別職員構成の計画的是正措置

### 4. 職員の能力開発・研修の推進

#### (1) 基本的な考え方

町民に信頼され改革意欲のある豊かな発想と優れた事務処理能力を持った職員を育成するため、職場内外での研修、自己啓発を研修の柱として取り組むこと。

#### (2) 主な検討項目

- ・ 長期的視点に立った職員の能力開発、モラル高揚のための研修の検討
- ・ 県、民間企業との人事交流実施
- ・ 事務改善等のための職員提案制度の実施
- ・ 自主研修組織の育成、支援

## 5. 民間委託の推進

### (1) 基本的な考え方

「民間で実施できることは民間で」という考え方を基本に、町が担うべき事務事業であっても、町民やNPO、民間企業の民間活力を活かし、効果的、効率的なサービス提供ができるものは、積極的に民間委託を進めるものとする。

### (2) 主な検討項目

- ・ 保育所の適正な規模配置と運営の民営化の検討（民間経営が困難な小規模保育所以外は原則民営化）
- ・ 公の施設の運営の見直しと指定管理者制度の導入
- ・ NPOやボランティア組織の活用
- ・ 財団法人立山グリーンパークの効率的、効果的運営の検討
- ・ 介護予防サービス事業など介護関連事業の民間委託の検討
- ・ Net 3 業務の民間委託量の増高検討。

## 6. 広域行政の推進

### (1) 基本的な考え方

行政区域を越えて複数の自治体で共同して行うことが、より効率的、効果的な業務については、広域的な行政運営を積極的に推進するものとする。

### (2) 主な検討項目

- ・ 救急、消防活動業務の広域化
- ・ ケーブルテレビの加入促進と運營業務の外部委託検討  
(ケーブルテレビの有料CM導入の検討)
- ・ 近隣市町村との広域な山岳観光事業等の実施検討
- ・ 上水道事業の広域化の検討

## 7. 行政事務のIT化の推進

### (1) 基本的な考え方

めざましく進展するIT技術を活用し、行政事務の高度化や町民サービス向上の観点から、庁内LANの拡充やネットワークを活用したシステムの導入、行政情報の電子化など、情報の取扱に関するセキュリティ対策や個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政事務の効率化、高度化を図るものとする。



## (2) 主な検討項目

- ・ 各種行政情報のデータベース化や文書管理システム、電子申請、電子決裁システム等の導入検討。
- ・ 人事、給与、物品調達等の事務処理・情報システムの一元管理等の検討。
- ・ セキュリティ対策や個人情報保護のための情報システムの管理機能強化。

## 8. 情報の共有～情報開示の徹底、住民監視（ガバナンス）の強化～

### (1) 基本的な考え方

行政の透明性を高めつつ、町民に理解が得られるよう説明責任を果たすため、ケーブルTVや広報誌など各種広報媒体を活用しながら、行政情報の積極的な公開を図る。

### (2) 主な検討項目

- ・ 予算のしくみガイドマップの作成
- ・ 類似団体で比較可能な財政情報の開示促進
- ・ 町長自らによる広報公聴活動を積極的に展開。（町長出前トーク、CATV出演）
- ・ パブリックコメント・町長への提言等、町政への住民参加促進
- ・ 市場化テストの実施過程・実施状況等（公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果）を町民にわかりやすく公表

## 9. 数値目標を設定した財政改革

### (1) 基本的な考え方

①人件費比率の削減目標、②経常収支比率改善目標、③公債費比率の上限設定など、行財政運営の基本となる指標について目標を設定し、関係者の共通意識のもと、行財政改革の推進を図る。

### (2) 主な検討項目

- ・ 財務諸比率の改善
  - ①人件費充当経常収支比率 20%台
  - ②経常収支比率 80.0%以下
  - ③実質公債費比率 18%以下
- ・ 不要不急事業の見直しなど、予算執行の適正化

## 10. 財源の確保

### (1) 基本的な考え方

増加する行政需要に対応するためには、財政基盤の確立が必要であり、自主財源の確保と受益者負担の適正化を図ることが重要である。このため、町税の安定的な確保、使用料、手数料の見直しのほか、滞納者に対する厳正な滞納処分等を行うことも必要である。

また、安定した税収確保のための人口増、企業の資本進出の促進に努める必要がある。

### (2) 主な検討項目

- ・ 教育施設メンテナンスプラン実行のための財源確保
- ・ 受益者負担の原則に基づいた負担金、使用料、手数料の見直し。
  - ＊ 農道舗装の受益者負担制導入 負担率 10% (中山間地 5%)
  - ＊ 健康診断個人負担 (骨密度検診 1人 500円個人負担金徴収)
- ・ 町有財産の売却も含めた有効的な活用 (旧岩嶺保育所跡地等)
- ・ 企業立地推進のための積極的な活動展開
- ・ 滞納者に対する滞納処分、行政サービスの制限等
- ・ 町有広報媒体への民間広告募集、個人宛広報誌等の有料化検討。

## 11. 補助負担金の見直し

### (1) 基本的な考え方

補助金や負担金は、行政の役割を勘案し、その目的、自主自立の可能性、経費負担のあり方、行政効果などを検討し、廃止、統合など抜本的な整理合理化に努める。また、既存の団体等への補助金についても、既得権化しがちであるが、補助金本来の意義、必要性を再検討するなど見直しを行う。

### (2) 主な検討項目

- ・ 事業効果を明確に立証できない補助金、実績が少ない補助金、零細補助金は、原則廃止。(特別な理由により継続すべき補助金は除く。)
- ・ 外郭団体運営費補助金についても同様。
- ・ 目的、対象等が類似する補助金については、統合又は規模の見直し
- ・ その他 10年以上経過した奨励的な補助金は廃止、又は終期設定。

## 12. 住民協働の推進

### (1) 基本的な考え方

少子高齢化、高度情報化、環境問題など様々な課題が生じている中で、地方分権の流れから、これまでの中央集権、全国横並びの進め方を改め、地方自治体がこれまで蓄積したことを活かした取り組みが求められている。

道路や公園などのインフラの整備、教育・福祉・医療などの行政サービスの充実だけでなく、助け合いなどの地域交流、地域の特性を活かした魅力づくり、町民一人ひとりが活躍できる場の充実など「生活の質の高さ」や「心の豊かさ」を持てる環境を醸成する。

### (2) 主な検討項目

住民、自治会、NPO法人、ボランティア団体等が、①個性、夢をもった ②町民総力による ③郷土愛をもった 地域づくりなどを目的に得意な分野や活動を活かして、知恵や汗を出し合うまちづくりを支援する。

- ・啓発と機運を盛り上げる。(出前講座、研修会、広報での啓発など)
- ・協働の意欲を伸ばす制度を設ける。(優良事例の紹介・表彰など)
- ・協働のまちづくり相談窓口の充実